

33) 検証医師記入欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証を実施した医師の氏名、所属病院、検証年月日を記載する。</li> <li>・観察、判断、処置、医療機関選定の4項目において検証を実施する。</li> <li>・各項目の説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>「標準」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切であった</li> <li>・活動基準どおり</li> <li>・特記事項なし</li> </ul> </li> <li>「署等で確認」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動基準どおりか要確認</li> <li>・事例研究に取り上げるまでは至らないが、円滑な救急活動を目標に本部または署で症例を確認する。</li> </ul> </li> <li>「事例研究等を考慮」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・推奨事例、稀・参考症例など、今後の救急活動に活用できる症例で、各隊に周知する必要のあるもの。</li> </ul> </li> <li>「要改善」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急活動にかかわる検討事項が見られた場合。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
34) 検証医所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急活動全般に対しての検証医からの指示事項について記載する。</li> </ul>
35) 救急技術指導者所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防機関における救急業務の監督者及び指導者的立場にあるもので、医療機関と救急隊の連絡をとりまとめ、救急業務管理的立場からの検証及び医学的観点からの検証結果に基づく改善・指導を行なう。</li> <li>・検証医に対して、救急隊から検証を依頼する場合や、検証医や初診医に対して救急隊の活動を基準等に照らし説明する場合など、その内容について記載する。</li> </ul>
36) 救命士確認欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証を受けた内容について、確認し署名する。</li> </ul>
37) 救急隊員氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急隊員氏名を任務別に記載する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定行為実施時、及び必要に応じて心電図波形、SpO<sub>2</sub>モニター結果を添付する。</li> </ul>

## 各様式の使用方法

- ※1 4枚綴りの複写式になっているが、部分的に複写されない箇所もある。
  - ※2 救急活動記録票と検証票は全て同一の項目ではないことに、ご留意願いたい。
  - ※3 初診医の所見、意向が検証対象症例の選別や検証作業の過程に反映されるような様式とその運用が望ましい。
- 1枚目 搬送確認書（医療機関控え）
- ・主として医療機関が救急隊によって搬送された傷病者を受け入れたことを記録し、搬送直後の傷病者情報を医師に引き継ぐための書式である。
  - ・4枚綴りの状態で、必要事項を記入後、初診医師に提出し、傷病名（疑いなども含む）、傷病程度を記入してもらう。
  - ・初診医から救急活動に対する意見等を事後検証に反映させる。
- 2枚目 搬送確認書（救急隊控え）
- ・救急隊が医療機関に傷病者を搬送した41とを記録する様式である。

- ・ 傷病者の医療機関への収容時、連絡要否の判断（検証対象症例との判断）が下されれば、1枚目（医療機関控え）のみを医療機関へ提出する。
- ・ その場で診断名が記載できず、連絡要否の判断が下されない場合、1枚目（医療機関控え）2枚目の（救急隊控え）を医療機関に提出し救急隊は帰署、後日2枚目の（救急隊控え）を回収に向き、その際に初診医からの意見等が記入されていた場合、検証の要否を確認できる。検証の必要があると判断した場合検証票に添付し、事後検証で活用する。

### 3枚目 救急活動記録票

- ・ 帰署後、必要事項を記入し、救急活動記録票として署所で保管する。

### 4枚目 検証票

- ・ 原則として心肺機能停止症例を検証対象としている場合は、心肺機能停止症例全例の検証票が検証医に提出されることとなる。
- ・ それ以外の症例を検証する場合、いずれかの段階で（医療機関への収容直後、搬送確認書（救急隊控え）、検証票の回収時、など）「要連絡」欄がチェックされ、初診医からの意見が書かれていた場合は消防機関における救急技術指導者は、初診医、検討医と連絡を取り、医師の意見を踏まえつつ、検証対象として扱う。
- ・ 検証医は右頁太枠中の項目（観察、判断、処置、医療機関選定、その他所見）についてそれぞれ記載する。